

ガムの広告表現について(いわゆる健康食品)

ガムは一般的には菓子類としての認識がありますが、医薬品的な効能効果を標ぼうすると薬事法違反になります。

広告例



新成分を配合した○△ガム新登場!

○△ガム

粒タイプ: 12粒入り 150円

板タイプ: 8枚入り 150円

当社の人気商品シリーズに、新成分 ABC を配合した○△が誕生

新成分 ABC は、初期の虫歯を元の健康な歯に戻す働きがあります。

味のヴァリエーションも豊富に。ピーチ味、レモン味、ミント味がありますので色々とお試し下さい。

お求めはコンビニ等でどうぞ。

商品に関するお問い合わせは

〇〇株式会社 商品開発部

電話 03-〇〇〇〇-1234

までお願い致します

解説

広告例の太字部分が薬事法上の違反字句です。

表現が不適正な例

虫歯等の疾病の治癒に関する表現や歯質の強化に関する表現

例)「このガムを噛めば、虫歯が治ります。」

例)「毎日このガムを噛むと、歯が強くなります。」

身体の構造機能に影響を及ぼす旨の表現

例)「カフェイン入りなので覚醒作用があります。」

例)「食後に噛むと、成分△△により消化や代謝が促進されます。」

表現可能な例

ガムの味、香り等の特徴を説明した表現

例)「レモン味でおいしく仕上げました。」

例)「当社従来品(商品名〇〇)に比べてガムの味が長く続きます。」

注釈

特定保健用食品等、法令により、機能表示が認められている製品があります。